

# 令和6年度 日野市ものづくり企業等地域共生推進助成金募集要領

## 1. 事業内容

市内ものづくり企業等が行う地域との共生を図る取組に対し、必要となる経費の一部を助成します。これにより、ものづくり企業等の市内における事業の継続を支援するとともに、市内ものづくり産業の維持・発展を図ります。

## 2. 助成対象期間

交付決定日から令和7年（2025年）3月15日まで

## 3. 助成率、助成限度額及び助成対象の事業費

・操業環境改善事業	3／4以内	375万円	100万円以上
・住民受入環境整備事業	3／4以内	375万円	100万円以上
・耐震補強事業（耐震診断事業）	2／3以内	200万円	50万円以上
〃（耐震設計事業）	2／3以内	400万円	100万円以上
〃（耐震工事事業）	2／3以内	800万円	200万円以上

（いずれも千円未満切り捨て）

## 4. 助成対象となる事業

地域と調和し、その地域で継続して操業を行う目的で実施する次表に掲げる事業とします。ただし、他の補助金等を財源とする事業を除きます。

事業区分	目的
細事業	事業内容
操業環境改善事業	工場の操業により生じる騒音、悪臭及び振動等に関して近隣住民等へ配慮
工場改修事業	市内の現工場及び都内の移転先工場における改修
工場移転事業	市内工場への移転及び都内工場の改修に伴う一時移転
設備更新・導入事業	市内の現工場に設置されている生産に要する設備等の更新及び市内の現工場に設置されている生産に要する設備に取り付ける装置又は工場の敷地内に新たに設置する設備の導入
住民受入環境整備事業	地域との共生を目的として行う
住民受入環境整備事業	対象事業者が保有する市内工場の外壁等美化、緑道の整備、オープンスペースの整備等

事業区分	目的
細事業	事業内容
耐震補強事業	<p>次の条件を全て満たす助成事業者が保有する工場に対する耐震補強</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条の規定による建築確認を受けた鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物（プレハブ造は除く）であって住居併設の建築物でないこと。</li> <li>2 建築基準法第10条に基づく耐震改修に係る命令を受けていないこと。</li> <li>3 原則として検査済証の交付を受けたもの。</li> <li>4 東京都が定める特定沿道建築物ではないこと。</li> <li>5 工場の周囲に住居が多くあり、発災時に倒壊等によって周囲に危険を及ぼすおそれがあること。</li> </ol>
耐震診断事業	市内の現工場に対する耐震診断（建築物の耐震性の評価及び耐震補強の要否の判定を行うもの）
耐震設計事業	<p>市内の現工場に対する耐震設計（耐震診断に基づく建築物の耐震補強工事のための設計）であって、以下の要件を満たすもの。</p> <p>ア 耐震診断の結果、Is（構造耐震指標）の値が0.6相当未満であること。</p> <p>イ 耐震診断について、専門機関による技術評定を受けていること。</p>
耐震工事事業	<p>市内の現工場に対する耐震工事（耐震補強設計に基づき実施する建築物の耐震のための補強工事）であって、以下の要件を満たすもの。</p> <p>ア 耐震診断の結果、Is（構造耐震指標）の値が0.6相当未満であること。</p> <p>イ 耐震改修工事后に、Is値（構造耐震指標）が0.6以上となるよう設計された耐震補強に係る設計図書があること。</p> <p>ウ 当該建築物の耐震診断及び耐震補強に係る設計図書について、専門機関による技術評定を受けていること。</p>

※単年度に申請できる事業区分は、操業環境改善事業、住民受入環境整備事業及び耐震補強事業のいずれか1つです。（複数の細事業の申請は可）

## 5. 助成対象経費

助成対象経費は、次表に掲げる経費とします。

事業区分	
細事業	助成対象経費
操業環境改善事業	
工場改修事業	<p>①市内の現工場を改修するために必要な以下の経費            ア 現工場の改修に係る費用（施工費等）            イ 建物付帯設備の整備費用（購入費・施工費等）</p> <p>②市内の移転先工場の改修を行うために必要な以下の経費            ア 移転先工場の改修に係る費用（施工費等）            イ 移転先工場に係る建物付帯設備の整備費用（購入費・施工費等）</p> <p>上記①及び②の経費については、新築工場及び移転先工場の増築部分に係るものも含まない。</p> <p>※「建物付帯設備」は、操業時の騒音・振動対策に必要な設備、防脱臭設備、工場排煙の浄化・軽減設備等、操業環境の改善に必要な設備のうち、建物から容易に移動又は取外しができないものをいう。</p>
工場移転事業	<p>①市内への工場移転に必要な以下の経費            ア 機械等設備の輸送に係る費用（運搬費・保険費等）            イ 機械等設備の設置に係る費用（分解・組立・校正費等）</p> <p>②市内の現工場の改修、増築、又は建替（現工場を取り壊した後、同土地上で行う工場の新築）に伴う一時移転に必要な以下の経費            ア 改修等施工期間中の一時移転に係る都内貸工場の賃借費            イ アの一時移転に伴う機械等設備の輸送に係る費用（運搬費・保険費等）            ウ アの一時移転に伴う機械等設備の設置に係る費用（分解・組立・校正費等）</p>
設備更新・導入事業	<p>①市内の現工場に設置されている生産に要する設備等の更新に必要な以下の経費            ア 機械等設備の更新に係る費用（購入費・施工費等）            イ 機械等設備の設置に係る費用（分解・撤去費等）</p> <p>②市内の現工場に設置されている生産に要する設備に取り付ける装置又は工場の敷地内に新たに設置する設備の導入に必要な以下の経費            ア 機械の導入に係る費用（購入費・施工費等）</p>
住民受入環境整備事業	
住民受入環境整備事業	住民受入環境の整備に係る費用（購入費・設計費、施工費、撤去費等）
耐震補強事業	
耐震診断事業	耐震診断を委託する経費 専門機関が行う技術評定に係る経費
耐震設計事業	耐震補強工事に係る設計を委託する経費 専門機関が行う技術評定に係る経費
耐震工事事業	耐震補強に係る工事費 耐震補強工事に係る施工監理等を委託する経費

## **6. 助成の対象とならない経費**

- (1) 消費税及び地方消費税
- (2) 飲食代と認められるもの
- (3) リース等について、助成対象期間外の期間に係るもの
- (4) 委託契約において、委託先の資産となるもの
- (5) 見積書、契約書、仕様書、納品書、請求書、振込控、領収書等の帳簿類が不備なもの
- (6) 助成対象事業以外の事業と混同して支払が行われており、助成対象事業に係る経費が区分できないものの
- (7) 手形、小切手又はクレジットカードにより支払が行われている経費
- (8) 契約から支払までの一連の手続きが助成対象期間内に行われていないもの
- (9) その他市長が助成対象外経費と認める経費

※内容によっては対象外となるものもありますので、事前にご相談ください

## **7. 申請資格**

次に掲げる全てを満たす者とします。

- (1) 法人の場合は、次に掲げる全てを満たすものづくり企業等であること。
  - ア 市内に本社又は事業所の登記があり、都内において1年以上操業するものづくり企業等、又は市外において1年以上操業し、新たに市内へ移転するものづくり企業等であること。
  - イ 市税又はこれに準じる税の納稅義務者であって、助成金の交付申請時に納期の過ぎている法人市民税及び固定資産税を滞納していないこと。
- (2) 個人の場合は、次に掲げる全てを満たすものづくり企業等であること。
  - ア 都内で、開業後1年以上操業しており、現在市内で操業するものづくり企業等、又は市外において1年以上操業し、新たに市内へ移転するものづくり企業等であること。
  - イ 市税又はこれに準じる税の納稅義務者であって、助成金の交付申請時に納期の過ぎている個人市民税及び固定資産税を滞納していないこと。
- (3) 民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。
- (4) 助成事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。
- (5) 「日野市暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者等、市が公的資金の助成先として社会通念上適切ではないと判断するものでないこと。

### **※ものづくり企業等とは**

次に掲げるいずれかの要件を満たし、製造業又は機械修理業及びこれに準ずると市長が認める事業を営む者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者であり、大企業が実質的に経営に参画していないこと。ただし、ゴム製品製造業（一部を除く）については資本規模3億円以下又は従業員900人以下の者であること。なお、「大企業が実質的に経営に参画」

とは、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合をいう。

- (ア) 大企業（中小企業基本法第2条に定める中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。）  
が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していること。
- (イ) 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していること。
- (ウ) 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務していること。
- (エ) その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられること。
- イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく組合または中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく中小企業団体であって、その構成員のうち半数以上が都内に主たる事業所を有す中小企業であるもの。
- ウ 一般財団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する社団法人及び財団法人
- エ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人

#### 8. 申請から支払いまでの流れ



#### 9. 申請

##### (1) 申請受付期間

令和6年（2024年）4月15日（月）～令和6年（2024年）10月31日（木）17時まで（厳守）

※申請にあたっては、事前相談が必要です。（電話にて要予約）

交付申請額の総額が予算の上限を超えた場合は、上記期間内であっても申請を締め切ります。

## (2) 提出書類

- ① 日野市ものづくり企業等地域共生推進助成金交付申請書（第1号様式）
  - ② 事業計画書（別紙1～4）
  - ③ 企業概要（パンフレット）
  - ④ （法人）法人登記事項証明書及び定款の写し  
（個人）個人事業の開業・廃業等届出書の写し
  - ⑤ 決算報告書、貸借対照表及び損益計算書（1期分）
  - ⑥ （法人）納期の到来している最新年度の法人市民税の納税証明書（1期分）  
（個人）令和5年度市民税の納税証明書（1期分）
  - ⑦ 計画概要資料（工場の位置図、写真等）
  - ⑧ 経費積算に係る見積書
  - ⑨ 印鑑登録証明書
  - ⑩ 工場設置認可書の写し
  - ⑪ 建築確認検査済証の写し
  - ⑫ その他市長が必要と認める書類
- ※④、⑥、⑨については、発行日から3カ月以内のもの

## (3) 提出場所

日野市産業スポーツ部産業振興課ものづくり推進係（市役所本庁舎3階）  
〒191-8686　日野市神明1-12-1

## (4) 提出方法

申請期間内に提出書類一式を郵送もしくは持参してください。

## (5) 募集件数

先着順で予算の範囲内とします。

## (6) 留意事項

- ・提出された申請書及び関係書類は、採択の可否に関わらず返却しません。
- ・申請書を提出後、申請内容を確認するため、追加書類の提出及び説明を求める場合があります。また、別途申請内容の確認に関する書類の提出をお願いする場合があります。
- ・助成対象経費の算出に当たっては、事業完了後の実績額と大きな差額が生じないよう、実行可能性等を十分検討してください。

## 10. 審査

提出書類に基づき、資格審査及び申請書類の内容（助成対象事業及び対象としての適格性等）について、日野市ものづくり企業等地域共生推進助成金交付審査会にて総合的に審査します。

## 11. 交付決定

- 審査により助成金交付の可否を決定し、通知します。
- ・交付申請額と助成金交付決定額が異なる場合があります。

- ・交付決定額は、助成金の上限を示すものであり、事業完了及び実績報告書等による検査後に助成金の額が確定します（交付決定額から減額されることがあります）。
- ・交付決定に当たっては、必要に応じて条件を付す場合があります。
- ・助成対象事業に採択された場合、企業名や代表者名、事業概要や助成金額等について公開する場合があります。
- ・助成金の交付決定の内容及びこれに付された条件により助成対象事業の実施が困難であると判断し、申請を取り下げようとする場合は、交付決定の通知を受けた日から14日以内に取下げの申請をする必要がありますので、事前に産業振興課へご連絡ください。
- ・助成事業者が、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた時、助成金を他の用途に使用した場合等においては、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります、既に助成事業者に助成金が交付されているときは、返還を求める場合があります。

## 12. 助成事業を実施するための注意事項

- (1) 国、都道府県、日野市、他の区市町村等から同一内容の助成を受け、又は交付決定を受けたもののづくり企業等は、本助成金を受けられません。
- (2) 市職員及びそれに準ずるものが、助成対象期間中及び助成対象期間終了後に訪問し、調査を行うことがあります。
- (3) 交付決定を受けた後、申請内容から著しく変更しようとする場合、もしくは事業を廃止しようとする場合は、事前に承認を得る必要があります。
- (4) 助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は助成事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び状況を書面により市長へ報告し、指示を受ける必要があります。
- (5) 助成事業者が不正（申請資格に該当しない事実が判明する等）を起こした場合や、助成金の交付決定の内容やそれに付した条件に適合しない場合は、是正のための措置を求めるとともに、交付決定の全部又は一部の取り消し、さらには返還を求めることがあります。
- (6) 助成対象工事のほか、助成対象外の工事を同時に行う場合、両工事に係る経費を明確に区分するため、各工事について契約先を別にしてください。工事の性質上、契約先を別にすることができない場合、契約を分けた上、工事の実施期間を別にしてください。
- (7) 本事業によって生じた事故や損害等については、市は一切の責任を負いません。また、事業者の不正や法令違反によって生じた損害については、その責は事業者に帰します。

## 13. 実績報告

助成事業完了後、令和7年（2025年）3月17日(月)までに下記の書類をご提出ください。

- (1) 実績報告書（第4号様式）
- (2) 実施報告書（別紙1）
- (3) 収支決算書（別紙2）
- (4) 助成対象事業の実施に係る見積書、契約書、納品書、請求書、領収書等
- (5) 事業完了を明らかにするもの（図面、写真等）
- (6) 工場（変更）認可書の写し、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（法人のみ）、定款の写し（法人のみ）
- (7) 産業廃棄物管理票（撤去費を対象費用に含めている場合）

(8) 耐震補強事業に係る技術評定書等（耐震補強事業の場合）

※(6)については、新規立地の場合のみ必要となります。

※必要に応じて書類の追加提出をお願いする場合があります。

**1 4 . 助成金の確定及び助成金交付**

実績報告提出後、市が書類確認や現地確認等を行い、助成金交付決定額を上限に助成金額を確定し、助成金交付額確定通知書により通知を行います。

助成事業者が、助成金交付額確定通知書を受領後、助成事業者からの請求に基づき助成金を指定口座に振り込みます。

**1 5 . 助成事業者の義務**

本事業の交付決定を受けた場合は、以下の義務が発生します。

(1) 助成事業に係る経理関係書類については、助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間は保管してください。

(2) 助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、市内にて継続して操業するよう努めるとともに、市長が報告又は実地検査を求めた場合、それに応じなければなりません。

(3) 取得財産等（助成事業により取得し、又は効用の増加した財産）について、以下の事項を守らなければなりません。

①台帳を設け、その管理状況を明らかにすること。

②助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付目的に従って、その効率的運営を図ること。

③助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保にしようとするときは、事前に承認を受けること。

ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する年数を経過している場合は、この限りでない。

**1 6 . お問い合わせ**

日野市 産業スポーツ部 産業振興課 ものづくり推進係

電話 042-514-8442 (直通)

FAX 042-581-2516

Eメール sangyo@city.hino.lg.jp